

事務所だより

第157号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

育児休業制度の改正

令和4年10月1日施行の育児休業では、制度の創設と改正が行われました。

以下、その内容を確認いたします。

産後パパ育休の創設

今回創設された出生時育児休業は、「通称「産後パパ育休」といいます。この産後パパ育休をすることができるとは、原則として出生後8週間以内の子を養育する産後休業をしていない男女労働者で、日々雇い入れられる者は除かれます。また、期間を定めて雇用される者は、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日まで労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は産後パパ育休をす

ることが出来ます。

産後パパ育休は、1人の子につき2回分割できます。

申し出ることのできる休業は連続したひとまとまりの期間の休業です。

2回に分割する場合もまとめて申し出ることとなります。また、まとめて申し出なかった場合は、事業主は後の申出を拒むことができます。

対象の子について、産後パパ育休を2回取得している場合又は取得した日数が28日に達している場合は、その子の産後パパ育休をすることはできません。

育児休業の改正点

今回の改正により、育児休業の分割取得ができるようになります。申出の回数、特別の事情がない限り1人の子につき、1歳までの育児休

業は2回、1歳6か月及び2歳までの育児休業は各1回です。

1歳までの育児休業の場合は、撤回した申出の休業は取得したものみなされます。つまり撤回1回につき1回休業したものみなされ、一度撤回したら育児休業できる回数残り1回に、2回撤回したときは休業できません。

ただし、法第5条、則第5条（第1号から第3号を除く）に基づき特別な事情がある場合に限り再度申出することができます。

1歳6か月または2歳までの育児休業の申出を撤回した場合は、特別な事情がある場合に限り再度申出ができます。

	産後パパ育休 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (～R4.9.30)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得時にそれぞれ申し出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している 場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

有期雇用労働者等の正社員

た。

【対象となる訓練】

① 一般職業訓練

○「ジョブ」(※1)で原則として1年以内の実施期間であ

り、20時間以上の訓練時間数

であり、一定の要件を満たす

事業内訓練・事業外訓練に該

当する訓練であること。

② 有期実習型訓練

正社員経験が少ない有期契

約労働者等を対象に、正規雇

用労働者等への転換を目指す

一定の一般職業訓練と適切な

指導者の指導の下で行う「ジョ

ブ」(※2)を組み合わせて実施

する職業訓練

【助成金支給の主な流れ】

訓練計画書の作成し、訓練

開始日から起算して1カ月前

までに計画書を管轄労働局長

に提出します。訓練計画書の

提出日から6カ月以内に訓練

を開始することが必要です。

訓練終了日の翌日から2カ

月以内に支給申請を行います。

(※1)「ジョブ」：生産ラインまた

は就労の場における通常の生産活動

と区別して業務の遂行の過程外で行

われる（事業内または事業外の）職

業訓練のこと

(※2)「ジョブ」：適格な指導者の下、

事業主が行う業務の遂行の過程内に

おける実務を通じた実践的な技能お

よびこれに関する知識の習得に係る

職業訓練のこと

○31日

労働者死傷病報告の提出

「公共職業安定所」

11日

雇用保険被保険者資格取得

届の提出（前月以降に採用し

た労働者がいる場合）

1日～7日

○全国労働衛生週間実施期間

10月の労務手続

「提出先・納付先」

令和4年10月～令和5年3月

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

雇用保険料率が変わります。

令和4年10月からの

(休業4日未満、7月～9月

分) 「労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第

2期分) (口座振替を利用し

ない場合)

「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報

告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・

納付計器使用状況報告書の提

出 「公共職業安定所」

編集後記

朝夕と日中の気温差に戸惑

いながら、夜は涼しげな虫の

声に癒されています。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017

京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・075-611-5300

FAX・075-606-1906

e-mail:

fujita.office-1@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com